

令和5年第9回総会

山武市農業委員会会議録

令和5年9月6日 開会

令和5年9月6日 閉会

令和5年第9回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年9月6日（水）午後3時30分

場 所 山武市役所 第5会議室

招 集 者 山武市農業委員会 会長 井 野 敬 一

議 事 議案

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- (3) 令和5年度第6次農用地利用集積計画（案）の決定について
- (4) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
- (5) 青年等就農計画認定申請に関する意見について

出席委員（17名）

欠席委員（0名）

出席農地利用最適化推進委員（14名）

欠席農地利用最適化推進委員（6名）

出席事務局職員（4名）

◎日 程

- 日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名人の指名について
日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
日程第6 議案第3号 令和5年度第6次農用地利用集積計画（案）の決定について
日程第7 議案第4号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
日程第8 議案第5号 青年等就農計画認定申請に関する意見について

令和5年9月6日 山武市農業委員会 会長 井野 敬 一

◎開 会

議長

これから令和5年第9回山武市農業委員会総会の会議を始めます。
ただいまの出席委員は全員です。よって、農業委員会等に関する
法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

お諮りいたします。

日程第1、会期の決定について並びに日程第2、議事録署名人の
指名について、議長において決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。会期は本日1日限りといたします。議事録
署名人は、議席番号6番佐藤委員及び議席番号7番高野委員を指名
いたします。

◎報告

議長

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知について
事務局から報告を求めます。

事務局

(事務局報告)

議長

事務局の報告が終わりました。

◎議案第1号

議長

議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

概要の説明を事務局に求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

申請番号ごとに、地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明をお願いいたします。

申請番号1について、地区担当推進委員の今関委員に説明を求めます。

今関推進委員 申請番号1の説明を申し上げます。

所有権移転の贈与に当たります。

現況地目は田になっておりますけど、30年以上前から埋め立てられて、畑地化されている圃場でございます。

この隣接地に私の親戚がいて、もう30年以上前からこの土地はずっと見てきた土地で、管理がよくされて、そんなに荒れてはおりません。

また、譲渡人と譲受人は御兄弟であり、譲渡人のほうが八丈島に住んでいるため、なかなか地目変更とかが困難であったためでございます。譲受人が保全管理をし、草刈り、除草剤等で毎年きれいにしております。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

議長 推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号12番、今関委員に補足説明を求めます。

今関委員 12番、今関でございます。

推進委員の今関さんの説明のとおりでございます。私も先日圃場を見てまいりましたが、草も刈られてきれいになっております。

なお、権利者については、農地法第3条第2項、各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 農業委員の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。

採決いたします。議案第1号、申請番号1を許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

続きまして、申請番号2について、隣接地区推進委員の齋藤委員の説明を求めます。

齋藤推進委員

隣接推進委員の齋藤です。

申請番号2について説明いたします。

こちらの申請は、贈与による所有権移転の申請です。

譲渡人は相続によりこちらの農地を取得したものの、東京都に住んでおり、管理が大変だということ、譲受人は経営規模の拡大ということで、今回の申請に至ったということです。

何ら問題はございませんので、審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号5番、廣口委員に補足説明を求めます。

廣口委員

5番の廣口です。

ただいま、齋藤推進委員から御説明がありましたとおりでありまして、何ら問題ないと思います。この間、現地のほうも確認してまいりましたが何ら問題ありませんでした。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

御審議よろしく申し上げます。

議長

農業委員の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。
採決いたします。議案第1号、申請番号2を許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号3について、地区担当推進委員の布施委員に説明を求めます。

布施推進委員 地区担当委員の布施です。
申請番号3について説明させていただきます。
贈与による所有権移転の申請です。
譲渡人は譲受人と親戚関係になります。譲受人は以前より耕作している農地です。今回、贈与ということで確認を行っています。先日、現地を確認したところ、もう既にきれいに刈り終わっていました。
何ら問題はないと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
当該地域の農業委員、議席番号2番、小山委員に補足説明を求めます。

小山委員 議席番号2番、小山でございます。
布施推進委員の説明のとおり、何ら問題はございません。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
よろしく願いいたします。

議長 農業委員の補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。
採決いたします。議案第1号の申請番号3を許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
続きまして、申請番号4について、地区担当推進委員の布施委員
に説明を求めます。

布施推進委員 布施です。
申請番号4について説明させていただきます。
賃貸借権の設定です。
譲渡人は以前より買い手を探していまして、今回、新規就農の譲
受人も耕作地を探していまして、双方の話を聞きまして、同意を得
られましたので今回の申請になりました。もう既に譲受人はミニト
マト、オクラ、キュウリを栽培しています。
何ら問題はないと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
当該地域の農業委員、議席番号2番、小山委員に補足説明を求め
ます。

小山委員 議席番号2番、小山でございます。
布施推進委員の説明のとおり、何ら問題はございません。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、
許可要件の全てを満たしております。
よろしくお願ひいたします。

議長 農業委員の補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。
採決いたします。議案第1号、申請番号4を許可することに御異
議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
続きまして、申請番号5から11につきましては、関連する案件で
あります。
お諮りいたします。
申請番号5から11を一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。申請番号5から11は一括審議といたします。

申請番号5から11について、地区担当推進委員の高橋委員に説明を求めます。

高橋推進委員

担当推進委員の高橋です。

5番から11番について説明いたします。

譲受人は7月の農業委員会総会で認定を受けた法人です。今まで個人で耕作されておりましたけれども、今後は法人名義で耕作したいため、今回の申請となりました。5番から11番まで何も問題がありません。

よろしく申し上げます。

議長

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号2番、小山委員に補足説明を求めます。

小山委員

議席番号2番、小山でございます。

高橋推進委員の説明のとおり、何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく申し上げます。

議長

農業委員の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。

採決いたします。議案第1号、申請番号5から11を許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定をいたしました。

申請番号12について、地区担当推進委員の堀越委員に説明を求めます。

- 堀越推進委員** 推進委員の堀越です。
本件は売買による所有権移転でございます。
譲受人、譲渡人とも保全管理の上で利便性等を考え、今回の申請に至ったということを伺っております。そして、売買成立した後は露地野菜を生産するということを聞いております。
地元地区といたしまして、何ら問題はございません。
よろしく願いいたします。
- 議長** 推進委員の説明が終わりました。
当該地域の農業委員、議席番号3番、雲地委員に補足説明を求めます。
- 雲地委員** 議席番号3番、雲地です。
今の農地法第3条、ナンバー12の件なんですけれども、推進委員の堀越さんの説明のとおりでありまして、先日、現場を私も見てまいりましたけれども、何ら問題がないところであります。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
よろしく御検討のほど、お願いいたします。
- 議長** 農業議員の補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。
- (質疑なし)
- 議長** 質疑を終了いたします。
採決いたします。議案第1号の申請番号12を許可することに御異議ない方の挙手を求めます。
- (挙手全員)
- 議長** 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
続きまして、申請番号13について、地区担当推進委員の佐瀬委員に説明を求めます。
- 佐瀬推進委員** 議案第1号のナンバー13について説明いたします。
これは売買による所有権の移転です。
50a要件撤廃後、私の地区では初めての新規就農案件です。譲渡人は公務員で後継者もいなく、農業経営を縮小したいためです。譲受

人は整備士をされていた方だそうです。

隣地の畑を譲り受けて、ブルーベリーを栽培するという就農計画になっていますが、この間、2回ほど会って話をする中で、7aとはいえ、ブルーベリーは収穫など作業が大変なこともあって、柿やイチジクなども植えて、労力を分散させて栽培する計画のほうがいいのではないかという話になりまして、そういう方向で変更しました。

誠実な方のように、今後も農地として利用してくれることと思います。

説明は以上です。

議長

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号4番、小川委員に補足説明を求めます。

小川委員

4番、小川でございます。

ただいま佐瀬推進委員さんが説明したとおりでございます。

よって、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく願いいたします。

議長

農業委員の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。

採決いたします。議案第1号、申請番号13を許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号14について、地区担当推進委員の佐瀬委員に説明を求めます。

佐瀬推進委員

地区担当推進委員の佐瀬です。

番号14について説明いたします。

これは売買による所有権の移転です。

譲受人は法人として長く借りていましたが、今回、合意解約して、個人で譲り受け、経営規模を拡大されるものです。譲受人は高齢でもあり、後継者もなく、経営を縮小したいとのことです。特に問題は無いと思われまます。

以上です。

議長

推進委員の説明が終わりました。

当該地域の農業委員、議席番号4番、小川委員に補足説明を求めます。

小川委員

4番、小川です。

ただいま、佐瀬推進委員が説明したとおりでございます。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

農業委員の補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。

採決いたします。議案第1号の申請番号14を許可することに御異議ない方は挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号15について、地区担当推進委員の小川委員に説明を求めます。

小川推進委員

地区担当の小川です。

ナンバー15の議案の説明をさせていただきます。

贈与による所有権移転です。

譲渡人は規模縮小のため、譲受人は自宅が隣接しているためとのことです。なお、譲渡人と譲受人は兄弟になります。

地元としては何ら問題ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長 推進委員の説明が終わりました。
当該地域の農業委員、議席番号10番、高宮委員に補足説明を求め
ます。

高宮委員 議席番号10、高宮です。
小川推進委員の説明のとおりです。何ら問題はないと思われま
すので、よろしくお願いします。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、
許可要件の全てを満たしております。
よろしくお願いします。

議長 農業委員の補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。
採決いたします。議案第1号の申請番号15を許可することに御異
議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号16及び17については、日程第5、議案第2号の申請番号
1に関連し、許可を同日とすることが妥当である案件であります。
お諮りいたします。申請番号16及び17については、日程第5、議
案第2号の申請番号1と併せて審議することとしてよろしいでしょ
うか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。申請番号16及び17は、日程第5、議案第
2号、申請番号1と併せて審議することに決定いたしました。

◎議案第2号

議長 続きまして、日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による
許可申請に関する意見についてを議題といたします。

日程第4において、併せて審議することとお許しいただいた議案
第1号の申請番号16及び17並びに本議案、申請番号1を審議いたし

ます。事務局に概要の説明を求めます。

事務局

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。
地区担当推進委員の椎名委員に説明を求めます。

椎名推進委員

担当推進委員の椎名です。
先日、現地を確認しましたが、ここ最近、ソーラーパネルの下部の確認をして一番きれいに管理されているのではないかと思います。
現在も榊が、今年のこの天候で色が悪かったですが、除草等ちゃんと手入れをしてやっているようですので、何ら問題ないかと思います。よろしくお願ひいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。
当該地域の農業委員、現地調査員の議席番号17番、齊藤委員の報告を求めます。

齊藤委員

17番、齊藤です。
椎名推進委員の説明のとおりでございますが、補足いたしますと、私も一緒に4日に現地確認してまいりました。しっかりと榊は成育しているように見受けられます。
この申請については、合計して3件の許可審議を求められています。
まず、3条、賃貸借権の設定についてですが、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
また、区分地上権の設定においては、申請地の周辺農地に対して、特段の支障がないと考え、農地法第3条第2項のただし書きに該当するため、許可要件を満たしております。
最後に、5条、一時転用の許可については、一時的な利用であることから、農地法第5条第2項及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われます。
以上です。

議長

説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。

採決に移ります。まず、議案第1号、第3条、許可申請の申請番号16、賃貸借権及び申請番号17、区分地上権の設定についてをお諮りいたします。

これらの案件は議案第2号申請番号1と同時に許可することが妥当である案件であります。よって、許可日は議案第2号申請番号1と同日付と予定します。

採決いたします。議案第1号申請番号16及び17番は、議案第2号申請番号1と同日付で許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第1号申請番号16及び17番は、議案第2号の申請番号1と同日付で許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号申請番号1についてお諮りいたします。

本件については許可相当として意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第3号

議長

続きまして、日程第6、議案第3号、令和5年度第6次農用地利用集積等促進計画(案)の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

この議案は一括審議といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。
採決いたします。議案第3号令和5年度第6次農用地利用集積等
促進計画(案)の決定についてを原案のとおり承認することに御異
議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定をいたし
ました。

◎議案第4号

議長 続きまして、日程第7、議案第4号、農業経営改善計画認定申請
に関する意見についてを議題といたします。
事務局に議案の説明を求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
番号1について、地区担当推進委員の高橋委員に説明を求めます。

高橋推進委員 担当推進委員の高橋です。
更新であります。
主要作物はイチゴ、また、現在、父と2人で水稲と複合経営を行
っておりますが、5年後には妻も加入し、3人で経営を行っていく
方針であります。
農薬散布の省力化や効率化を図り、また、選果機を導入し、選別
作業の省力化及び製品の品質を上げるため、一生懸命頑張っており
ます。

議長 推進委員の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。
採決いたします。議案第4号の番号1を原案のとおり承認することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

◎議案第5号

議長 続きまして、日程第8、議案第5号、青年等就農計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。
事務局に議案の説明を求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の議案の説明が終わりました。
番号1について、地区担当推進委員の川島委員に説明を求めます。

川島推進委員 地区担当の川島です。
申請人の方は沖縄県出身なのですが、オーストラリアの会社で約8年間ブルーベリーの栽培に携わってきたということで、自分なりにどの地がブルーベリーに非常に適しているかということで、千葉県土地を選定したそうです。
令和6年1月から就農ということで、婚約者の方と2人で頑張るということで、非常に考え方も前向きな方ですので、よろしく願いいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。
採決いたします。議案第5号番号1について、原案のとおり認定すべきものとして意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり認定すべきものとして意見を付すことに決定いたしました。

予定された日程は終了しましたが、机上に配付した議案のとおり、追加議案1件の提出がありましたので、これを受理いたしました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。よって、議案第6号を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに決定いたします。

◎議案第6号

議長

追加日程第1、議案第6号、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に対する意見についてを議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。
採決いたします。議案第6号は原案のとおり承認することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで議事の都合により、暫時休憩いたします。御着席のままお待ちください。

(暫時休憩)

職務代理者

再開いたします。

休憩中に井野委員から会長職の辞任願が提出されましたので、議長を交代いたしました。御協力のほど、よろしく願いいたします。

お諮りいたします。この際、会長の辞任に対する同意についてを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

職務代理者

御異議なしと認めます。よって、本件を議案第7号として日程に追加し、追加日程第2として、議題にすることに決定いたしました。

農業委員会等に関する法律第31条に議事参与の制限が規定されておりますので、議席番号1番、井野委員の退室を求めます。

(井野委員 退室)

◎議案第7号

職務代理者

追加日程第2、議案第7号、会長の辞任に対する同意についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長

まず、会長の辞任願を朗読いたします。

(辞職願朗読)

農業委員会等に関する法律第13条第2項に、会長は正当な理由があるときは農業委員会の同意を得て会長を辞任することができる」と規定されております。

正式な手続として辞任願が提出されましたので、農業委員会の同意により、令和5年9月30日をもって辞任となります。

説明は以上でございます。

職務代理者

事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。井野委員が会長を辞任することに同意する委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

職務代理者

挙手全員です。本件は、農業委員会の同意を得たと認めます。よって、井野委員は令和5年9月30日をもって会長を辞任することとなりました。

同委員に関する事項が終了いたしましたので、同委員の入室を許

します。

(井野委員 入室)

職務代理者 会長の辞任の件が終了しましたので、議長の職を退かせていただきます。御協力ありがとうございました。
会長が着席するまで、そのままお待ちください。

議長 会長職の辞任に御同意をいただき、ありがとうございました。
これにより、令和5年10月1日から会長が欠員となります。
お諮りいたします。この際、会長の選出についてを日程に追加し、追加日程第3として議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。よって、本件を議案第8号として日程に追加し、追加日程第3として議題にすることに決定いたしました。

◎議案第8号

議長 追加日程第3、議案第8号、会長の選出についてを議題といたします。
農業委員会等に関する法律第5条第2項に、会長は、委員が互選した者をもって充てると規定されております。
互選の方法について、投票とする方法、今までどおりの指名推選による方法等がございます。委員の皆様に御提案をお願いいたします。

(指名推選)

議長 今までどおり指名推選との御意見がありました。指名推選で御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。選出の方法は指名推選といたします。
指名推選の方法は成東、山武、蓮沼、松尾地区から各1名の選考委員を会長が指名し、選考委員が推薦した委員を審議する方法を提案いたしますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

それでは、選定委員を指名いたします。成東地区、藤田委員、山武地区、雲地委員、蓮沼地区、小川委員、松尾地区、川島委員、以上4名を指名いたします。

選定委員の協議が整うまでの間、暫時休憩といたします。御着席のままお待ちください。

(暫時休憩)

議長

再開いたします。

選定結果の報告をお願いいたします。

川島委員

選考委員長として選考の結果を報告いたします。

ただいま別室において慎重審議の中で、一生懸命審議をいたしました。結果、全員一致で会長に齊藤委員を推薦することに決定いたしました。

以上、報告いたします。

議長

選定委員の協議において、齊藤委員が会長に推薦されました。御承認いただける方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。齊藤委員が次期会長に選出されました。(拍手)
齊藤委員から御挨拶をいただきます。よろしく願いいたします。

齊藤委員

ただ今指名されました齊藤です。よろしく願いいたします。

井野会長の後を引き継ぎまして私が会長職に就任いたしますが、毎月いろいろな議案がこの場で審議されていくわけですが、ここにおられます、各地域から選ばれました農業委員さん、また、各地区から選ばれた推進委員さんの力をお借りしまして、円滑な農業委員活動をしてまいりたいと思いますので、どうか御協力のほどよろしく願いいたしまして、挨拶とします。

よろしく願いいたします。(拍手)

議長

ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。このままお待ちください。

(暫時休憩)

議長

再開いたします。

休憩中に増田委員から会長職務代理の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。この際、会長職務代理者の辞任に対する意見についてを日程に追加し、追加日程第4として議題としたいと思っております。御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。よって、本件を議案第9号として日程に追加し、追加日程第4として議題にすることを決定いたしました。

農業委員会等に関する法律第31条に議事参与の制限が規定されております。議席番号8番、増田委員の退室を求めます。

(増田委員 退室)

◎議案第9号

議長

追加日程第4、議案第9号、会長職務代理者の辞任に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長

まず、辞任願を朗読させていただきます。

(辞職願朗読)

会長職務代理者の辞任につきましては、法律の規定はございません。

会長職務代理者の辞任につきまして、山武市農業委員会の過去の会議におきましては、会長の辞任同様に、農業委員会等に関する法律第13条第2項に準じて会長職務代理者の辞任の同意を得ております。

以上でございます。

議長

本委員会において会長職務代理者の辞任の同意の手續も会長と同様に手續をしております。

お諮りいたします。増田委員の会長職務代理者辞任に同意する委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は、農業委員会の同意を得たと認めます。よって、増田委員は令和5年9月30日をもって会長職務代理者を辞任することとなりました。

増田委員に関する議題が終了したので、同委員の入室を許します。

(増田委員 入室)

議長 増田委員が会長職務代理者を辞任することにより、10月1日から会長職務代理者が欠員となります。

お諮りいたします。この際、会長職務代理者の選出についてを日程に追加し、追加日程第5として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。よって、本件を議案第10号として日程に追加し、追加日程第5として議題にすることを決定いたしました。

◎議案第10号

議長 追加日程第5、議案第10号、会長職務代理者の選出についてを議題といたします。

会長職務代理者の選出については、農業委員会等に関する法律第5条第5項に、会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理すると規定されております。

互選の方法につきましては、投票とする方法、今までどおりの指名推選による方法等がございます。委員の皆様にご御提案をお願いいたします。

(指名推選)

議長 今までどおり、指名推選との声がありました。指名推選による選出でよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。指名推選の方法につきましては、会長の互選と同様で、選定委員が推薦した委員を審議する方法で御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。
選定委員は会長の互選と同じ4名の委員でよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。
成東地区、藤田委員、山武地区、雲地委員、蓮沼地区、小川委員、松尾地区、川島委員、以上4名の委員で別室にて協議をしていただき、選定委員の協議が整うまでの間、暫時休憩といたします。着席のままお待ちください。

(暫時休憩)

議長 再開いたします。
選定結果の報告をお願いいたします。

雲地委員 それでは、会長職務代理者の選考の結果を御報告します。
ただいま別室において慎重に協議した結果、全員一致で会長職務代理者に、高野委員を推薦することに決定いたしました。
以上、報告いたします。

議長 選定委員の協議において、高野委員が会長職務代理者に推薦されました。御承認いただける方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。高野委員が会長職務代理者に選出されました。
高野委員、御挨拶をお願いいたします。

高野委員 ただいま御紹介いただいた高野ですけど、私より先輩の方がたくさんいる中、私に任命されたということで、齊藤委員とともに頑張りたいと思いますので、よろしく御協力お願いいたします。(拍手)

議長 ありがとうございました。
以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。

◎その他

議長 その他の件について、皆様から御意見等ございましたらお願いい

たします。

どうぞ、佐瀬委員。

佐瀬推進委員

今回、私の地区でも新規就農ということで、50a 要件撤廃後、下限面積のこともありましたけど、これからだんだん、7a よりもっと少ない面積も出てくると思います。そうした場合、自分たちの許可基準というか、何を見ていいのか、基準が今少し分からなくなってくると思うので、ぜひとも許可基準について、何か文書化されたマニュアルみたいなものを事務局から示してもらえたらなと思っています。

それとともに、農業会議のおかげで今度新規就農の手引きもできたと思うので、できたらそういう手引きも皆さんに配付していただければ、私たちもいろいろな許可基準になるのかなと思っていますけれども、事務局、どうでしょうか。

事務局長

(事務局説明)

議長

ほかに御意見等ありますか。

◎閉 会
議長

御意見がないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。